中北・峡東地域の労働者数50人未満規模の事業場のみなさまへ

令和７年度

小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業のご案内

登録産業医による産業保健活動を体験してみませんか？

小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業では、中北・峡東地域産業保健センター（地産保）において、労働者数50人未満規模の事業場を対象に、職場巡視や健診結果に対する医師による意見聴取をパッケージにして、地産保に登録された同一の産業医（登録産業医）により支援します。

産業医を自主的に選任して、労働者の健康管理等を行うことに関心がある事業場のうち、労働者数が30～49人規模の事業場のみなさまに、特にご利用をオススメします。

※申込受付期間：令和７年７月～11月末

利用可能なサービス内容

以下のサービス内容について、必要なサービスを選択して申し込むことが可能です。

（必須）意見交換

事業場の業務内容、作業内容、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の現状・課題を踏まえ、労働衛生管理等について登録産業医と意見交換。

（選択）職場巡視

（※年２回以内。危険有害業務・化学物質取扱事業場は年４回以内）

作業場等の巡視を行い、改善が必要な場合には助言を行う。登録産業医と相談の上、職場と併せて健康管理等に関する簡単な講義を依頼することも可能。

（選択）意見聴取（年１回）

労働安全衛生法に基づく健診結果に対する登録産業医による意見聴取。

※本事業を利用いただく場合、サービス終了後、本モデル事業による効果や、産業医活動に係る費用の考え方に関するアンケートへの回答にご協力いただきます。

対象地産保

甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町の事業場の方

⇒　**中北地域産業保健センター（中北地産保）**

山梨市、笛吹市、甲州市の事業場の方

⇒　**峡東地域産業保健センター（峡東地産保）**

ご利用の流れ

事業者

①利用申し込み（～11月末まで）
事業場が表面の対象地産保の対象地域範囲内に所在する場合、利用可能です。

②実施日等の調整

③サービスの実施　（～３月上旬まで）

④アンケートの回答

地産保

Q&A

Q.利用は無料ですか？

A.他の地産保のサービスと同様、<u>無料</u>です。

Q.この事業による支援と、既存の地産保サービスは併用可能ですか？

A.併用可能です。例えば以下のようなケースがあります。
（例）モデル事業により、以下を申し込み。
意見交換（必須）・職場巡視（年１回）・意見聴取（年１回）
加えて、既存の地産保サービスとして、以下を申し込み。
長時間労働者への医師による面接指導の相談

お問合せ・お申込み先

お問合せは、**山梨産業保健総合支援センター**（山梨さんぽ）へ

<u>電話　０５５－２２０－７０２０</u>

お申込みは、山梨さんぽホームページから利用申込書をダウンロードしてFAXしてください

<u>FAX　０５５－２２０－７０２１</u>（お間違えのないように）

厚生労働省 山梨労働局

独立行政法人 労働者健康安全機構
山梨産業保健総合支援センター

（R7.7）